

## 【中国】都市居民委員会組織法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

\* 2025年10月、都市部行政末端の自治組織である居民委員会に関する法律が改正され、党による指導を強化し、同委員会の機能、選挙、会議、監督体制を整備する規定等が設けられた。

### 1 背景と経緯

中国憲法では、大衆的自治組織として、都市部及び農村部の居住区にそれぞれ居民委員会及び村民委員会<sup>1</sup>を置くことを定め<sup>2</sup>、居民委員会については、1989年に都市居民委員会組織法<sup>3</sup>が制定された。その後、都市化及び人口流動の活発化に伴い、居民委員会が置かれる「社区」<sup>4</sup>は大規模化し、居民（住民）相互のつながりが薄れる一方、社区において居民委員会に期待される役割も多様化し、高齢者、障害者、低所得者等に対するケア等も求められている<sup>5</sup>。

習近平政権では、大衆的自治組織に対する党の統制を強化し<sup>6</sup>、社区を含む「基層」<sup>7</sup>への権限移行を進め、その自律的な秩序維持機能を強化する<sup>8</sup>等の方針が出され、その中に、都市居民委員会組織法の改正も盛り込まれた。全国人民代表大会（以下「全人代」）及び中国共産党中央委員会社会工作部<sup>9</sup>により、村民委員会組織法の内容を踏まえ、同法改正と並行して、都市居民委員会組織法の改正作業が進められた。同法の改正案は、2025年6月から全人代常務委員会で審議され、同年10月28日に同常務委員会で可決、同日に公布され、2026年1月1日に施行された（以下「改正法」）<sup>10</sup>。以下、その主な改正内容を紹介する。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年3月10日である。中国の法律等の原文は、国家法律法規データベース（「国家法律法规数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。

<sup>1</sup> 1998年、村民委員会組織法（「中华人民共和国村民委员会组织法」）が制定され、2010年に改正された。宮尾恵美「中国村民委員会組織法の改正」『外国の立法』No.247, 2011.3, pp.111-131. <<https://doi.org/10.11501/3050615>> その後、同法は、2018年及び2025年、都市居民委員会組織法と同時に改正された。

<sup>2</sup> 「中华人民共和国宪法」2018年3月11日改正・施行。第111条では、これら委員会の主任、副主任及び委員は、選挙で選出され、紛争調停、治安維持、公衆衛生等の下部委員会が置かれ、公共事務等を行うこと等を定める。

<sup>3</sup> 「中华人民共和国城市居民委员会组织法」全23か条から成る。居民委員会の任務（第3条）、構成（第7条）、選挙（第8条）のほか、居民会議（後掲注(15)）に対する責任（第10条）、居民会議で定める居民規約の執行の監督（第15条）等を定めた。2018年、委員会の任期を3年から5年に変更する一部改正が行われた。

<sup>4</sup> 中国の地方行政区分は、省級、地区（市）級、県級、郷級の4階層から成る。都市部の郷級行政区は「街道」といい、街道弁事処（出張所）が置かれる。街道の下位単位である「社区」に、居民委員会が置かれる。

<sup>5</sup> 楊振武「关于《中华人民共和国城市居民委员会组织法（修订草案）》的说明」2025.11.7. 中国人大网 <[http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202510/t20251030\\_449149.html](http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202510/t20251030_449149.html)>

<sup>6</sup> 「中共中央 国务院关于加强和完善城乡社区治理的意见」2017.6.12. 新华网 <[https://www.xinhuanet.com/politics/2017-06/12/c\\_1121130511.htm](https://www.xinhuanet.com/politics/2017-06/12/c_1121130511.htm)>; 2021年、コロナ禍対応を契機に、基層の防疫機能を強化し、党組織による大衆的自治組織の指導を強化する等の党及び政府の方針が示された。「中共中央 国务院关于加强基层治理体系和治理能力现代化建设的意见」2021.7.12. 共产党员网 <<https://www.12371.cn/2021/07/12/ARTI1626046486313923.shtml>>

<sup>7</sup> ここでは、郷級行政区及びその下位単位（都市部の街道及び社区並びに農村部の郷鎮及び村）を総称している。

<sup>8</sup> 毛沢東時代の優れた地方実践とされた「楓橋経験」を再び提唱し、調停等の基層の機能を活用し、社会の安定を脅かす要因を基層内部で早期に解消する方針が示された。陳文清「坚持和发展新时代“枫桥经验” 提升矛盾纠纷预防化解法治化水平」2023.12.16. 共产党员网 <<https://www.12371.cn/2023/12/16/ARTI1702693635327657.shtml>>

<sup>9</sup> 2023年、党及び政府の機構改革により新設され、基層組織の管理・監督等に係る職責が、國務院民政部（総務省に相当）から移管された。「本部介绍」中共中央社会工作部 <<https://www.zyshgzb.gov.cn/459401/459462/index.html>>

<sup>10</sup> 中華人民共和國主席令第60号。全7章50か条から成る。第1章：総則（第1条～第7条）、第2章：居民委員会の構成及び職責（第8条～第13条）、第3章：居民委員会の選挙（第14条～第25条）、第4章：居民会議及び居民代表会議（第26条～第32条）、第5章：民主的管理及び民主的監督（第33条～第40条）、第6章：居民委員会の業務の保障（第41条～第46条）、第7章：附則（第47条～第50条）。

## 2 法改正の概要

### (1) 居民委員会の原則・職責

居民委員会を置く単位は、1千～3千戸の範囲とされ、実情に応じ、適切な範囲で設置することもできる（第3条）。社区における中国共産党の党組織は、居民委員会の職権行使の指導・支援を行い（第4条）、中央及び地方の基層大衆自治指導・監督部門<sup>11</sup>は、都市の基層大衆自治業務の指導・監督の責任を負う（第5条）とされた。

居民委員会構成員には女性を入れなければならない<sup>12</sup>、近親者の同時選出を避け（第8条）、居民委員会の主任は、社区の党組織の責任者が就任することができ、委員会構成員と党組織指導部は、兼任できる（同条）とされた。居民委員会に設置できる下部委員会の分野に、環境・不動産管理、高齢者・女性・児童等が加えられた（第9条）。居民委員会の職責に、中華民族共同体意識の形成、家庭・社区の安寧促進、疫病拡大の抑制、居民の紛争解決の支援、ボランティア等の支援等が加わり（第10条）、居民の切実な利益に関わる事項や居民が訴える問題や紛争について、居民及び利害関係者の間で協議をさせなければならない（第32条）とされた。

### (2) 居民委員会構成員の選挙

居民委員会の選挙は、居民選挙委員会が主宰する（第15条）。戸籍はないが社区の業務に従事する者等も、申請により、居民として登録される<sup>13</sup>（第16条）。候補者は、党組織又は10名以上の有権者により推薦され、党籍をはく奪された者等は、候補者になることができない（第18条）。個人による投票、各戸代表者による投票、居民代表<sup>14</sup>による投票の中から方式を選択でき、投票者の過半数の得票で当選となる。投票は無記名とし、不在者投票もできる（第19条）。10分の1以上の有権者の署名等により、委員会構成員の罷免を請求できる（第20条）。

### (3) 居民会議及び居民代表会議

居民会議<sup>15</sup>は、居民規約等の制定・改正、居民委員会の年度報告の審議等を行い、居民代表会議<sup>16</sup>及び居民委員会の決定の変更等を行う権限を有し、居民代表会議は、居民委員会の決定の変更等を行う権限を有する（第30条）。前者は、18歳以上の居民若しくは各戸代表者の10分の1又は居民代表の3分の1以上の請求により、後者は、居民代表の5分の1以上の請求により、いずれも居民委員会によって招集される（第26条、第28条）。

### (4) 居民委員会に対する監督

居民委員会は、会議決定事項の実施状況等の情報公開を実施する（第34条）。公開内容が事実でない場合、居民は、市政府又は街道弁事処等に申し立てる権利を有する（第35条）。

社区では、居民事務監督委員会を設置し（第36条）、その構成員は、居民会議又は居民代表会議で居民等から選出され、違法行為等を発見した場合は、街道弁事処等に訴えなければならない（同条）。居民委員会構成員は、民主評議<sup>17</sup>を受けなければならない（第37条）、居民委員会主任は、任期中及び離任時に、同委員会の財務状況等の監査をしなければならない（第38条）。

<sup>11</sup> 中国共産党中央委員会社会工作部（前掲注(9)）及びその指導を受ける地方の関係部門を指すと考えられる。

<sup>12</sup> 村民委員会組織法には、改正前から同様の規定があった。なお、改正法第8条では、多民族が居住する地区では、人数の少ない民族からも成員を選出することを義務付ける旧法第7条の規定が削除された。

<sup>13</sup> 18歳以上の居民は、全て選挙権及び被選挙権を有し（第16条）、登録した者は、同じ権利を持つと考えられる。

<sup>14</sup> 20～50戸につき1人が選出され、居民委員会と同じ任期とされる（第13条）。

<sup>15</sup> 18歳以上の社区居民で構成され、居民規約の制定・改廃、居民委員会構成員の罷免・補選等の権限を有する。

<sup>16</sup> 村民委員会組織法における村民代表会議（村民委員会構成員及び村民代表で構成され、村民会議の付託の下、同会議の所管事項を討議・決定できる。）の規定にならい、改正法で関係規定が新設された。

<sup>17</sup> 構成員の職務状況等に対する総合的な査定。村民委員会組織法にも同じ規定がある。宮尾 前掲注(1), p.119.